

## 品川区アスベスト分析調査助成要綱

制定 平成 30 年 3 月 27 日 区長決定  
要綱第 90 号  
改正 平成 31 年 3 月 28 日 部長決定  
要綱第 76 号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区内の建築物等におけるアスベストに関する分析調査に対し助成を行うことによりアスベスト対策の実施を促進し、もって区民の不安を解消するとともに健康被害の防止を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 吹付けアスベスト、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石）、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付け塗材でその含有するアスベストの重量が当該建築材料の 0.1% を超えるものをいう。
- (2) アスベスト分析調査 建築物等に使用されている吹付けアスベスト等の含有分析調査をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅（店舗、事務所等の併用住宅の 1 戸のみの住宅部分を含む。）をいう。
- (4) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合のうち分譲マンションの管理を行うものをいう。
- (5) 駐車場 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車を格納するための建築物をいう。

### (助成対象建築物等)

第3条 助成対象の建築物は、品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であつて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に則った建築物の他、工作物に該当する立体駐車場とする。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 対象建築物を所有する個人および中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するもの）  
（管理組合の設立されている建築物の所有者を除く。）
  - (2) 管理組合の代表者
  - (3) その他区長が必要と認める者
- 2 前項第 1 号の場合において分析調査を実施する部分が当該建築物等の共有に属する場合は、共有者全員の同意がなければならない。
  - 3 個人にあっては個人住民税、法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。
  - 4 法令等および公序良俗に反していないこと。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、専門検査機関によるアスベスト分析調査に要する経費に相当する額。ただし、その額が 7 万円を超えるときは 7 万円とする。また、1,000 円未満の端数がある場合は切捨てるものとする。

（助成金の範囲）

第6条 助成金は、予算の範囲内においてアスベスト分析調査助成の対象となる建築物等 1 棟につき 1 回に限り交付する。

（助成申請）

第7条 助成を受けようとする者は、アスベスト分析調査実施後 6 か月以内に品川区アスベスト分析調査助成申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて区長に申請しなければならない。

（助成金の交付確定通知）

第8条 区長は、内容を審査のうえ、品川区アスベスト分析調査助成金交付確定通知書（第 2 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、区長に品川区アスベスト分析調査助成金請求書（第 3 号様式）を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、品川区アスベスト分析調査助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約金)

第12条 前条による返還の場合においては、助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(除去工事等)

第13条 この要綱によるアスベスト分析調査助成金の交付を受けた者は、除去工事等をするように努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付 則（平成30年3月27日 要綱第90号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成31年3月28日 要綱第76号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

## 品川区アスベスト分析調査助成申請書

品川区長 あて

助成対象者 住所

ふりがな

氏名

㊟

（法人にあつては商号または名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

電話番号

— —

品川区アスベスト分析調査助成要綱に基づき、下記のとおり助成を申請します。

### 記

1	助成対象建築物	(住居表示)
		(家屋の所在地)
		(建物の名称)
2	助成対象建築物の用途	
3	助成対象建築物の規模	敷地面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
		延床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
		階数（地上） <span style="float: right;">階</span> (地下) <span style="float: right;">階</span>
4	助成対象建築物の構造	
5	アスベスト分析調査箇所 施工箇所	
6	交付申請予定額	円
7	助成対象事業完了日	年      月      日

### <添付書類>

別紙「添付書類一覧」のとおり

## 第1号様式 別紙 添付書類一覧

### 必要書類

- 建物の位置と周辺の様子がわかる区域図（1/2,500以上）区域を赤色で表示すること
- 建築確認通知書および検査済証の写し（建築台帳記載事項等）
- 平面図（アスベスト等施工場所を表示）
- 現況写真（建築物外観および吹付けアスベスト等施工場所）
- 建物の所有権を証する書面（建物の登記事項証明書等）
- 共同住宅の場合は決議を証する書面
- 分析調査を行う部分が共有に属する場合は、共有者全員の同意書。
- 建築物等の所有者が個人の場合は、住民票（世帯全員分）および前年度の個人住民税の納税証明書または非課税証明書（世帯全員分）。（コピー可。）
- 建築物等の所有者が中小企業の事業者の場合は、中小企業基本法に規定する事業者であることを証する会社法人の登記事項証明書等および前年度の法人住民税の納税証明書または非課税証明書。（コピー可。）
- アスベスト分析調査に要した経費の請求書、支払内訳書、領収書（領収日が6か月以内のもの）のコピー。
- 調査機関が発行したアスベスト含有の分析調査結果報告書等（石綿障害予防規則第3条第2項に基づく石綿結果報告書またはこれと同等の情報が掲載された資料）および作業状況のわかる写真。

※書類のコピーを提出の場合は、原本を確認する。

## 品川区アスベスト分析調査助成金交付確定通知書

様

品川区長



年 月 日付 で申請されたアスベスト分析調査助成について、助成金の交付が確定したので通知します。

記

1	助成対象建築物	(住居表示)
		(家屋の所在地)
		(建物の名称)
2	確定額	円

## 品川区アスベスト分析調査助成金請求書

品川区長あて

請求額	¥	—
-----	---	---

年 月 日付 第 号の交付確定通知書に基づき、上記のとおり品川区アスベスト分析調査助成金を請求します。

年 月 日

請求者（助成対象者）

住所

フリガナ

氏名

印

（法人にあつては商号または名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

※助成金の受領を代理人に委任される方は、こちらもご記入ください。

私は、下記の者を代理人と定め、助成金の受領を下記の者に委任します。

受任者

住所

フリガナ

氏名

（法人にあつては商号または名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

電話番号 — —

年 月 日

委任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

助成金の振込先口座についてご記入ください。

振込先			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
名義人住所	電話番号 ( )		

第 号  
年 月 日

## 品川区アスベスト分析調査助成金交付決定取消通知書

様

品川区長



年 月 日付 第 号で行ったアスベスト分析調査助成金の交付決定を取り消したので通知します。

(取消理由)